

札幌市障害児通所支援事業者等自己点検表

提供するサービス (該当するサービスに ○を付す)	○	1)児童発達支援		2)児童発達支援セ ンター	○	3)放課後等デイサ ービス		4)居宅訪問型児 童発達支援		5)保育所等訪問 支援		6)福祉型障害児 入所施設
		7)医療型障害児 入所施設		8)障害児相談支 援								
事業所(施設)名	カウホラ											
所 在 地	札幌市東区東苗穂 4 条 1 丁目 12 番 2 号											
事業所番号	0150301554											
法人(設置者)名	合同会社Reborn											
点検年月日	2026 年 4 月 1 日 (水)											
点 検 者	新見 麻美											
職 名	代表者											
連 絡 先	電話 (011)-555-8120						(その他メールなど) reborn0214kauhora@gmail.com					
備 考	[確認・更新日] ① 2026 年 4 月 1 日											

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
適・否		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
第 1 基本方針(札幌市児童福祉法施行条例)					
適否	一般原則及び基本方針	(1) 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(通所支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供しているか。 この場合において、指定通所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しているか。	第 6 条第 1 項	・通所支援計画 ・アセスメントの記録 ・モニタリングの記録	
適否		(2) 指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めているか。	第 6 条第 2 項		
適否		(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設においてサービスを提供する者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者(以下「他のサービス提供者」という。)との連携に努めているか。	第 6 条第 3 項	・他のサービス提供者との連携に関する記録	
適否		(4) 指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施等の措置を講じているか。	第 6 条第 4 項	・発令簿 ・事務分掌 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・研修計画 ・研修資料等 ・研修報告書等 ・研修受講修了証明書 ・研修の実施記録 ・倫理綱領、行動指針 ・虐待防止マニュアル	
適否		(5) 指定通所支援の事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受けていないか。また、暴力団を利用することとならないよう、暴力団の排除を行っているか。	第 6 条第 5 項		

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
適・否		(6)-1 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。）を行っているか。	第7条	—	
適・否		(6)-2 障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っているか。	—	第66条	
適・否	1 児童指導員又は保育士	(1) 指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の提供に当たる児童指導員(社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有するもの)又は保育士の合計数が、次の①又は②に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数以上になっているか。 ① 障害児の数が10までのもの 2以上 ② 障害児の数が10を超えるもの 障害児の数から10を減じた数を5で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数 (2) 上記(1)のうち、1人以上は常勤であるか。 (3) 以下3の機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合における上記(1)の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士であるか。	第8条第1項第1号、第6項及び第7項	第67条第1項第1号、第6項及び第7項	・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類等 ・資格等を証明する書類 ・経歴年数を証明する書類 ・利用者数に関する書類
適・否	2 児童発達支援管理責任者	(1) 児童発達支援管理責任者は、1人以上となっているか。 (2) 児童発達支援管理責任者は、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。	第8条第1項第2号及び第8項	第67条第1項第2号及び第8項	(以下3の②及び③に該当する場合のみ)
適・否	3 機能訓練担当職員及び看護職員	(1) 1及び2に掲げる従業者のほか、事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。 ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合は看護職員を置かないことができる。 ① 医療機関等との連携により、当該医療機関等の看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合。 ② 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務の登録を行った当該事業所において、医療的ケアのうち社会福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合。 ③ 社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る当該事業所において、医療的ケアのうち社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合。 (2) 当該機能訓練担当職員又は看護職員を置いた場合において、当該機能訓練担当職員又は看護職員が指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員又は看護	第8条第2項及び第3項	第67条第2項及び第3項	・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類 ・認定特定行為業務従事者認定証関係書類

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
		職員の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。 ※ 令和 3 年 4 月 1 日時点で指定を受けている指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）事業所については、上記(2)の規定ではなく、以下(2)の規定を適用するものとする（経過措置）。 (3) 当該機能訓練担当職員又は看護職員を置いた場合において、当該機能訓練担当職員又は看護職員が指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員又は看護職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（高校卒業以上等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）の総数に含めているか。			
適・否	4 主として重症心身障害児を通わせる場合	1 から 3 の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 ただし、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、以下④の機能訓練担当職員を置かないことができる。 ① 嘱託医 1 以上 ② 看護職員 1 以上 ③ 児童指導員又は保育士 1 以上 ④ 機能訓練担当職員 1 以上 ⑤ 児童発達支援管理責任者 1 以上	第 8 条第 4 項	第 67 条第 4 項	
適・否	5 単位	指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の単位は、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)であって、その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっているか。	第 8 条第 5 項	第 67 条第 5 項	
適・否	6 入所児童等の保育	事業者は、保育所（法第 39 条に規定する保育所をいう。第 54 条第 2 項及び第 138 条の 26 において同じ。）若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 1 条第 2 項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に入園している児童（以下「入所児童等」という。）と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。	第 8 条第 9 項	—	
適・否	7 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第 10 条	第 68 条(第 10 条準用)	
適・否	8 従たる事業所を設置する場合における特例	事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及び児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ 1 人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	第 11 条第 1 項及び第 2 項	第 68 条(第 11 条第 1 項及び第 2 項準用)	
第 2-1-2 人員に関する基準(児童発達支援(児童発達支援センター))(札幌市児童福祉法施行条例)					
適・否	1 嘱託医	1 以上いるか。	第 9 条第 1 項第 1 号	—	・職員名簿 ・雇用契約書

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
適・否	2 児童指導員及び保育士	(1) 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上いるか。 (2) 児童指導員及び保育士 それぞれ1以上いるか。 (3) 以下6の機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合における上記(1)の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士であるか。	第9条第1項第2号及び第5項	—	・勤務表 ・出勤状況に関する書類等 ・資格等を証明する書類 ・経験年数を証明する書類 ・利用者数に関する書類 (以下4で調理業務を委託する場合のみ) ・業務委託契約書 (以下6の②及び③に該当する場合のみ) ・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類 ・認定特定行為業務従事者認定証関係書類
適・否	3 栄養士	1以上いるか。 ただし、利用定員が40人以下の事業所の場合は置かないことができる。	第9条第1項第3号	—	
適・否	4 調理員	1以上いるか。 ただし、調理業務の全部を委託する事業所の場合は置かないことができる。	第9条第1項第4号	—	
適・否	5 児童発達支援管理責任者	1以上いるか。	第9条第1項第5号	—	
適・否	6 機能訓練担当職員及び看護職員	(1) 1から5に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。 ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には看護職員を置かないことができる。 ① 医療機関等との連携により、当該医療機関等の看護職員を当該事業所に訪問させ当該看護職員が障害児に医療的ケアを行う場合 ② 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3に規定する喀痰吸引等業務の登録を行った事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合	第9条第2項及び第4項	—	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
		③ 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 27 条第 1 項の登録に係る事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 (2) 上記の機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。			
適・否	7 治療を行う場合	1 から 6 までは掲げる従業者のほか、事業所において、治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。	第 9 条第 3 項	—	
適・否	8 単位	2 の(1)及び 10 の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっているか。	第 9 条第 6 項	—	
○適・否	9 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第 10 条	—	
○適・否	10 専従	(1) 2 から 6 までは規定する従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者であるか。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 (2) 1 から 7 までは規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者であるか。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	第 9 条第 7 項及び第 8 項	—	
適・否	11 入所児童等の保育	10 の規定にかかわらず、入所児童等と事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。	第 9 条第 9 項	—	
第 3-1 設備に関する基準(児童発達支援(センター以外)・放課後等デイサービス)(札幌市児童福祉法施行条例)					
○適・否	1 設備	発達支援室のほか、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に必要な設備、備品等を備えているか。 また、発達支援室においては、支援に必要な機械器具等を備えているか。	第 12 条第 1 項及び第 2 項	第 69 条(第 12 条第 1 項及び第 2 項準用)	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
○適・否	2 専用	上記 1 に規定する設備、備品等は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。	第 12 条第 3 項	第 69 条(第	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック		点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
適・否			(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
			ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。	項	12条第3項 準用)	
第3-2 設備に関する基準(児童発達支援(センター))(札幌市児童福祉法施行条例)						
適・否		1 設備、備品等	(1) 発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を設けているか。 (2) 治療を行う場合には、(1)に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けているか。	第13条第1項及び第2項	－	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
適・否		2 発達支援室	発達支援室は以下の基準を満たしているか。 ただし、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる事業所においては、この限りではない。 ① 定員は、おおむね10人となっているか。 ② 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上となっているか。	第13条第3項第1号	－	
適・否		3 遊戯室	障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上となっているか。 ただし、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる事業所においては、この限りではない。	第13条第3項第2号	－	
適・否		4 専用	1から3までに規定する設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。 ただし、1(2)の設備を除き、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼用することができる。	第13条第4項	－	
第4 運営に関する基準(札幌市児童福祉法施行条例)						
適・否		1 利用定員	指定児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上となっているか。 ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）においては、利用定員を5人以上とすることができる。	第14条	－	・運営規程
適・否			指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上となっているか。 ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。	－	第71条(第57条の5準用)	
適・否		2 内容及び手続の説明及び同意	(1) 通所給付決定保護者が指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 ※ 重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等	第15条第1項	第71条(第15条第1項準用)	・利用申込書 ・申込時の説明書 ・同意に係る書類 ・運営規程 ・利用契約書 ・重要事項説明書
適・否			(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 ※ 交付すべき書面に記載すべき内容 経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の内	第15条第2項	第71条(第15条第2項準用)	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
		容、通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口			
適・否	3 契約支給量の報告等	(1) 指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）を提供するときは、当該指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の内容、契約支給量その他の必要な事項(以下「通所受給者証記載事項」という。)を当該通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	第16条第1項	第71条(第16条第1項準用)	・受給者証写し
適・否		(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	第16条第2項	第71条(第16条第2項準用)	
適・否		(3) 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。	第16条第3項	第71条(第16条第3項準用)	・契約内容報告書の控え
適・否		(4) 通所受給者証記載事項を変更する場合に、(1)から(3)までに準じて取り扱っているか。	第16条第4項	第71条(第16条第4項準用)	・受給者証写し ・契約内容報告書の控え
適・否	4 提供拒否の禁止	正当な理由がなく、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供を拒んでいないか。	第17条	第71条(第17条準用)	・利用申込受付簿
適・否	5 連絡調整に対する協力	指定児童発達支援等の利用について本市又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	第18条	第71条(第18条準用)	・本市や障害児相談支援事業者との連絡調整に関する記録
適・否	6 サービス提供困難時の対応	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援等を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援等事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	第19条	第71条(第19条準用)	・利用申込受付簿 ・紹介等の記録
適・否	7 受給資格の確認	指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者が提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	第20条	第71条(第20条準用)	・受給者証写し
適・否	8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	第21条第1項	第71条(第21条第1項準用)	・利用申込受付簿 ・援助等の記録
適・否		(2) 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	第21条第2項	第71条(第21条第2項準用)	・利用児童に関する記録 ・援助等の記録
適・否	9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	第22条	第71条(第22条準用)	・利用児童に関する記録
適・否	10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たっては、本市又は他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。	第23条第1項	第71条(第23条第1項準用)	・利用児童に関する記録 ・他のサービス

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
適・否		(2) 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、本市又は他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。	第23条第2項	第71条(第23条第2項準用)	提供者との連携に関する記録
適・否	11 サービスの提供の記録	(1) 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供したときは、当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供の都度記録しているか。	第24条第1項	第71条(第24条第1項準用)	・サービス提供実績記録票 ・指定児童発達支援等の提供に関する記録
適・否		(2) (1)の規定による記録を行うときは、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供したことについて、通所給付決定保護者から確認を受けているか。	第24条第2項	第71条(第24条第2項準用)	・サービス提供実績記録票
適・否	12 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	第25条第1項	第71条(第25条第1項準用)	・運営規程 ・領収証控え
適・否		(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について、書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。	第25条第2項	第71条(第25条第2項準用)	・説明書類 ・同意に係る書類
適・否	13 通所利用者負担額の受領	(1) 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	第26条第1項	第70条第1項	・利用者負担額請求書 ・領収証控え
適・否		(2)-1 法定代理受領を行わない指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	第26条第2項第1号	第70条第2項	
適・否		(2)-2 治療を行う場合は、(2)-1に規定する額のほか、指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額の支払いを受けているか。	第26条第2項第2号	—	
適・否		(3) 3-(1)及び(2)-1の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各項目に掲げる費用の支払を通所給付決定保護者から受ける場合、下記(4)(5)の内容に基づいて支払いを受けているか。 ① 食事の提供に要する費用（※児童発達支援センターに限る。） ② 日用品費 ③ ②に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの また、①に掲げる費用についてはこども家庭庁長官が定めるところによっているか。（※センターに限る。） ※ 「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」（平成24年3月30日厚	第26条第3項及び第4項	—	・請求書 ・領収証控え ・日用品費等の額がわかる書類 ・運営規程

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
		生労働省告示第 231 号)			
適・否		(3)-2 事業者は、(1)及び(2)-1 に規定する額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を当該通所給付決定保護者から受ける場合、下記(4)(5)の内容に基づいて支払いを受けているか。	—	第 70 条第 3 項	
適・否		(4) (1)から(3)までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	第 26 条第 5 項	第 70 条第 4 項	・領収証控え
適・否		(5) (3)-1 及び(3)-2 の規定によりその費用の支払を受けることができる指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の提供に当たっては、当該指定児童発達支援（放課後等デイサービス）の内容及び費用について、あらかじめ、通所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得ているか。	第 26 条第 6 項	第 70 条第 5 項	・同意に係る書類 等 ・説明書類
適・否	14 通所利用者負担額に係る管理	通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該事業者が提供する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援(以下「他の指定通所支援」という。)を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼を受けたときは、当該指定児童発達支援等及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 この場合において、当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。	第 27 条	第 71 条(第 27 条準用)	・利用者負担額合計額の算定書類 ・上限額管理結果票 ・支給決定保護者等及び他の指定通所支援事業者等に対する通知の控え
適・否	15 障害児通所給付費の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。	第 28 条第 1 項	第 71 条(第 28 条第 1 項準用)	・通所給付決定保護者に対する通知の控え
適・否		(2) 法定代理受領を行わない指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	第 28 条第 2 項	第 71 条(第 28 条第 2 項準用)	・サービス提供証明書控え
適・否	16 指定児童発達支援等の取扱方針	(1) 通所支援計画（児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画をいう。）に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	第 29 条第 1 項	第 71 条(第 29 条第 1 項準用)	・通所支援計画 ・指定児童発達支援等の提供に関する記録
適・否		(2) 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	第 29 条第 2 項	第 71 条(第 29 条第 2 項準用)	
適・否		(3) 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、指定児童発達支援等の提供に必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	第 29 条第 3 項	第 71 条(第 29 条第 3 項準用)	・説明書類
適・否		(4) 障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)	第 29 条第 4 項	第 71 条(第	・通所支援計

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
		(治療に係る部分を除く)の確保並びに指定児童発達支援等の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としているか。	項	29 条第 4 項 準用)	画 ・指定児童発達支援等の提供に関する記録
○ 適・否		(5) その提供する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	第 29 条第 5 項	第 71 条(第 29 条第 5 項 準用)	・質の評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録
○ 適・否		(6) (5)の規定により、その提供する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)事業者を利用する障害児の保護者による評価(以下「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図っているか。 ① 当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 ② 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 ③ 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の事業の用に供する設備、備品等の状況 ④ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 ⑤ 当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 ⑥ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 ⑦ 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	第 29 条第 6 項	第 71 条(第 29 条第 6 項 準用)	・保護者の評価(アンケート)に係る記録 ・改善に関する記録 ・通所支援計画 ・モニタリング及びアセスメントの記録 ・職員研修の記録 ・設備、備品台帳 ・関係機関及び地域との連携に関する記録 ・指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に関する記録 ・避難訓練等の記録
○ 適・否		(7) おおむね 1 年に 1 回以上、(6)の規定による自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。	第 29 条第 7 項	第 71 条(第 29 条第 7 項 準用)	・保護者の評価(アンケート)に係る記録

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
					・改善に関する記録
○適・否		(8) 事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（指定放課後等デイサービスプログラム）（(4)に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。	第29条の2	第71条(第29条の2準用)	・支援プログラム
○適・否	17 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進	障害児が指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めているか。	第29条の3	第71条(第29条の3準用)	・通所支援計画 ・指定児童発達支援等の提供に関する記録
○適・否	18 通所支援計画の作成等	(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る通所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	第30条第1項	第71条(第30条第1項準用)	・通所支援計画
○適・否		(2) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じた、通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	第30条第2項	第71条(第30条第2項準用)	・アセスメントの記録
○適・否		(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。 この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	第30条第3項	第71条(第30条第3項準用)	・面接の記録 ・説明書類
○適・否		(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16(4)に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点から踏まえた指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の具体的内容、指定児童発達支援等を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した通所支援計画の原案を作成しているか。 この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該事業所が提供する指定児童発達支援等以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて通所支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	第30条第4項	第71条(第30条第4項準用)	・通所支援計画の原案
○適・否		(5) 児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、(4)に規定する通所支援計画の原案について、意見を求めているか。	第30条第5項	第71条(第30条第5項準用)	・会議録等
○適・否		(6) 児童発達支援管理責任者は、(4)に規定する通所支援計画の原案の内容について、通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得ているか。	第30条第6項	第71条(第30条第6項準用)	・説明文書 ・同意の文書

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
適・否		(7) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画を作成したときは、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に、当該通所支援計画を記載した書面を交付しているか。	第30条第7項	第71条(第30条第7項準用)	・通所給付決定保護者等への交付の記録
適・否		(8) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、通所支援計画について、実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児に係る解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。	第30条第8項	第71条(第30条第8項準用)	・通所支援計画 ・モニタリングの記録
適・否		(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	第30条第9項	第71条(第30条第9項準用)	・面接の記録 ・モニタリングの記録
適・否		(10) 通所支援計画に変更のあった場合は、(2)から(7)までに準じて取り扱っているか。	第30条第10項	第71条(第30条第10項準用)	
適・否	19 児童発達支援管理責任者の責務	(1) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 以下20に規定する相談及び援助を行うこと。 ② 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	第31条第1項	第71条(第31条第1項準用)	・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録 ・指定児童発達支援等の提供に関する記録 ・従業者に対する助言等に関する記録
適・否		(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。	第31条第2項	第71条(第31条第2項準用)	・指定児童発達支援等の提供に関する記録
適・否	20 相談及び援助	常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、障害児又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。	第32条	第71条(第32条準用)	・相談等の記録
適・否	21 支援	(1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	第33条第1項	第71条(第33条第1項準用)	・指定児童発達支援等の提供に関する記録
適・否		(2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	第33条第2項	第71条(第33条第2項準用)	・勤務表

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
適・否		(3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。	第33条第3項	第71条(第33条第3項準用)	
適・否		(4) 常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。	第33条第4項	第71条(第33条第4項準用)	
適・否		(5) 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該障害児が利用する事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	第33条第5項	第71条(第33条第5項準用)	
適・否	22 食事(※児童発達支援センターに限る。)	(1) 指定児童発達支援事業所(※児童発達支援センターに限る。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	第34条第1項	—	・献立表 ・食事の提供に関する記録
適・否		(2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	第34条第2項	—	
適・否		(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	第34条第3項	—	
適・否		(4) 障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	第34条第4項	—	
適・否	23 その他のサービスの提供	(1) 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	第35条第1項	第71条(第35条第1項準用)	・行事予定表 ・指定児童発達支援等の提供に関する記録
適・否		(2) 常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	第35条第2項	第71条(第35条第2項準用)	・家族との連絡等の記録
適・否	24 健康管理(※児童発達支援センターに限る。)	(1) 常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定による健康診断に準じて行っているか。 ただし、次の①及び②に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ①及び②に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、通所開始時の健康診断又は定期健康診断若しくは臨時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。 なお、この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれの健康診断の結果を把握しなければならない。 ① 児童相談所又は医療機関における通所開始前の健康診断：通所開始時の健康診断 ② 障害児が通学する学校における健康診断：定期健康診断又は臨時の健康診断	第36条第1項及び第2項	—	・指定児童発達支援(指定医療型児童発達支援)の提供に関する記録 ・健康診断の実施に関する記録及び結果 ・児童相談所若しくは医療機関又は学校における健康診断に関する

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
					記録
○ 適・否		(2) 従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。	第36条第3項	—	・従業員の健康診断に関する記録及び結果
○ 適・否	25 緊急時等の対応	現に指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の提供を行っている時に障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。	第37条	第71条(第37条準用)	・指定児童発達支援等の提供に関する記録 ・緊急時対応マニュアル
○ 適・否	26 通所給付決定保護者に関する本市への通知	指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。	第38条	第71条(第38条準用)	・本市への通知の控え
○ 適・否	27 管理者の責務	(1) 管理者は、事業所の他の従業員の管理、業務の管理その他の必要な管理を、一元的に行っているか。	第39条第1項	第71条(第39条第1項準用)	・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録
○ 適・否		(2) 管理者は、事業所等の他の従業員に、札幌市児童福祉法施行条例第2章第4節から第8節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	第39条第2項	第71条(第39条第2項準用)	・業務マニュアル等
○ 適・否	28 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業員の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定児童発達支援等の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・虐待防止委員会の設置等に関すること ・虐待の防止に関する担当者の設置 ・苦情解決体制の整備 ・従業員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施等 ⑫ その他運営に関する重要事項	第40条	第71条(第40条準用)	・運営規程
○ 適・否	29 勤務体制の確保等	(1) 障害児に対し、適切な指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供することができるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。	第41条第1項	第71条(第41条第1項)	・勤務表

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
				準用)	
適・否		(2) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供しているか。 ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	第 41 条第 2 項	第 71 条(第 41 条第 2 項 準用)	・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・雇用契約書 ・辞令書 ・賃金台帳
適・否		(3) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。	第 41 条第 3 項	第 71 条(第 41 条第 3 項 準用)	・研修計画 ・研修会資料等 ・研修報告書等 ・研修受講終了証明書
適・否		(4) 適切な指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。	第 41 条第 4 項	第 71 条(第 41 条第 4 項 準用)	・倫理綱領、行動指針 ・ハラスメント防止の取り組みに関する記録
適・否	30 業務継続計画の策定等	(1) 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	第 41 条の 2 第 1 項	第 71 条(第 41 条の 2 第 1 項 準用)	・業務継続計画 ・従業者に周知した記録
適・否		(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1 年に 1 回以上）に実施しているか。	第 41 条の 2 第 2 項	第 71 条(第 41 条の 2 第 2 項 準用)	・研修及び訓練の実施記録
適・否		(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	第 41 条の 2 第 3 項	第 71 条(第 41 条の 2 第 3 項 準用)	・業務継続計画に基づく対応記録等
適・否	31 定員の遵守	利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第 42 条	第 71 条(第 42 条 準用)	・利用者数に関する書類 ・業務日誌 ・指定児童発達支援等の提供に関する記録
適・否	32 非常災害対策	(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知して	第 43 条第 1 項	第 71 条(第 43 条第 1 項	・消防用設備等設置届出書

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
		いるか。		準用)	・消防計画(消防計画に準ずる計画) ・非常災害時対応マニュアル等
適・否		(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	第43条第2項	第71条(第43条第2項準用)	・避難訓練等の記録
適・否		(3) (2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。	第43条第3項	第71条(第43条第3項準用)	
適・否	33 安全計画の策定等	(1) 障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	第43条の2第1項	第71条(第43条の2第1項準用)	・送迎の記録 ・車両運行管理簿 ・勤務表 ・安全計画
適・否		(2) 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しているか。	第43条の2第2項	第71条(第43条の2第2項準用)	
適・否		(3) 障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	第43条の2第3項	第71条(第43条の2第3項準用)	
適・否		(4) 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	第43条の2第4項	第71条(第43条の2第4項準用)	
適・否	34 自動車を運行する場合の所在の確認	(1) 障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	第43条の3第1項	第71条(第43条の3第1項準用)	・送迎の記録 ・車両運行管理簿 ・勤務表
適・否		(2) 障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。	第43条の3第2項	第71条(第43条の3第2項準用)	
適・否	35 衛生管理等	(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	第44条第1項	第71条(第44条第1項準用)	・衛生マニュアル等 ・設備、備品台

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
○適・否		(2) 医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。	第44条第2項	第71条(第44条第2項準用)	帳
○適・否		(3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3 か月に 1 回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1 年に 2 回以上）に実施すること。	第44条第3項	第71条(第44条第3項準用)	・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・委員会の記録 ・従業者に周知した記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修及び訓練の実施記録
○適・否	36 協力医療機関	障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。ただし、治療を行う事業者を除く。	第45条	第71条(第45条準用)	・協力医療機関との契約書
○適・否	37 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	第46条第1項及び第2項	第71条(第46条第1項及び第2項準用)	・掲示物又は備え付けの書面
○適・否	38 身体拘束等の禁止	(1) 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たっては、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。 ただし、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。	第47条第1項	第71条(第47条第1項準用)	・通所支援計画 ・身体拘束等が行われた場合の記録 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・委員会の記録 ・従業者に周知した記録 ・身体拘束等
○適・否		(2) (1)のただし書の規定により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	第47条第2項	第71条(第47条第2項準用)	
○適・否		(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1 年に 1 回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1 年に 1 回以上）に実施すること。	第47条第3項	第71条(第47条第3項準用)	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
					の適正化のための指針 ・研修の実施記録
適否	39 虐待等の禁止	(1) 従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号（※）に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 ※ 児童虐待の防止等に関する法律第 2 条 ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻)の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	第 48 条第 1 項	第 71 条(第 48 条第 1 項 準用)	・通所支援計画 ・指定児童発達支援等の提供に関する記録 ・発令簿 ・事務分掌 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・委員会の記録
適否		(2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的（1 年に 1 回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1 年に 1 回以上）に実施すること ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	第 48 条第 2 項	第 71 条(第 48 条第 2 項 準用)	・研修資料等 ・研修の実施記録 ・倫理綱領、行動指針 ・虐待防止マニュアル
適否	40 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	第 50 条第 1 項	第 71 条(第 50 条第 1 項 準用)	・就業規則 ・就業時の取り決め等 ・秘密保持に係る同意書
適否		(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	第 50 条第 2 項	第 71 条(第 50 条第 2 項 準用)	
適否		(3) 指定障害児入所施設等においてサービスを提供する者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	第 50 条第 3 項	第 71 条(第 50 条第 3 項 準用)	・情報提供に係る同意書
適否	41 情報の提供	(1) 指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円	第 51 条第 1	第 71 条(第	・広告、ポスタ

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
	等	滑に利用できるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	項	51 条第 1 項 準用)	一、パンフレット、H P 等 ・情報開示の手順等に関する決まり ・情報開示に係る記録
適・否		(2) その実施する事業について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	第 51 条第 2 項	第 71 条(第 51 条第 2 項 準用)	
適・否	42 利益供与等の禁止	(1) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援等事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	第 52 条第 1 項	第 71 条(第 52 条第 1 項 準用)	・就業規則 ・就業時の取り決 め 等 ・紹介等に関する記録
適・否		(2) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	第 52 条第 2 項	第 71 条(第 52 条第 2 項 準用)	
適・否	43 苦情解決	(1) その提供した指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。	第 53 条第 1 項	第 71 条(第 53 条第 1 項 準用)	・苦情相談体制図 ・苦情解決手順書 ・説明書類 ・掲示物 ・パンフレット
適・否		(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	第 53 条第 2 項	第 71 条(第 53 条第 2 項 準用)	・苦情の記録 ・改善に向けた取組に関する記録
適・否		(3) その提供した指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に関し、法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定児童発達支援等事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	第 53 条第 3 項	第 71 条(第 53 条第 3 項 準用)	・本市からの指導、助言等の通知 ・改善報告等の控え ・改善措置に関する記録
適・否		(4) 市長からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市長に報告しているか。	第 53 条第 4 項	第 71 条(第 53 条第 4 項 準用)	・本市に対する改善報告等の控え
適・否		(5) 運営適正化委員会が社会福祉法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。	第 53 条第 5 項	第 71 条(第 53 条第 5 項 準用)	・運営適正化委員会の調査等に関する記

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
					録
適・否	44 地域との連携等	(1) その運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。	第54条第1項	第71条(第54条第1項準用)	・事業計画等 ・地域との活動の記録 ・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録
適・否	(※児童発達支援センターに限る。)	(2) 通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校若しくは認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。	第54条第2項	—	・他施設からの相談に対する助言、援助等の記録
適・否	45 事故発生時の対応	(1) 障害児に対する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	第55条第1項	第71条(第55条第1項準用)	・事故に関する記録 ・事故対応マニュアル等
適・否		(2) (1)の事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。	第55条第2項	第71条(第55条第2項準用)	・事故等発生状況報告書 ・業務日誌 ・ヒヤリ・ハット報告等
適・否		(3) 障害児に対する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。	第55条第3項	第71条(第55条第3項準用)	・事故に関する記録 ・損害賠償に関する記録 ・損害倍書保険の加入状況、支払状況に関する書類
適・否	46 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。	第56条	第71条(第56条準用)	・会計関係書類
適・否	47 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	第57条第1項	第71条(第57条第1項準用)	・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
適・否		(2) 障害児に対する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。 ① 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供の記録 ② 通所支援計画	第57条第2項	第71条(第57条第2項準用)	・指定児童発達支援等の提供に関する記録

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
		③ 通所給付決定保護者に関する本市への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録			・通所支援計画 ・本市への通知に係る記録 ・身体拘束等の記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故等の記録
	(電磁的記録等)	記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記 3(1)及び 7 を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものとする。 また、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。 ※ ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。	第 247 条第 1 項及び第 2 項		

第 5 多機能型事業所に関する特例(札幌市児童福祉法施行条例)

	1 従業者の員数に関する特例	利用定員の合計が 20 人未満である多機能型事業所(障害児通所支援事業のみを行う多機能型事業所を除く。)においては、当該多機能型事業所に置くべき従業者(管理者、児童発達支援管理責任者及び嘱託医を除く。)のうち常勤でなければならない者を 1 人以上とすることができる。	第 80 条第 2 項	
	2 設備に関する特例	多機能型事業所においては、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	第 81 条	
	3 利用定員に関する特例	(1) 多機能型事業所(障害児通所支援事業のみを行う多機能型事業所に限る。)においては、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて 10 人以上とすることができる。	第 82 条第 1 項	
		(2) 利用定員の合計が 20 人以上である多機能型事業所(障害児通所支援事業のみを行う多機能型事業所を除く。)においては、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を 5 人以上(指定児	第 82 条第 2 項	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等		関係書類
		(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	
		児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。			
		(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所においては、その利用定員を5人以上とすることができる。	第82条第3項		
		(4) (2)の規定にかかわらず、多機能型事業所においては、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合においては、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。	第82条第4項		
第6 変更の届出等(児童福祉法)					
適・否		(1) 事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35第1項に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 注) 「事業所(施設)の名称」、「事業所(施設)所在地」、「申請者(設置者)の名称」、「事業所(施設)の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程(定員)」、「運営規程(従たる事業所の設置・廃止)」については、変更日の1カ月前まで ※ 法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、通所給付決定保護者等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください(消印有効)。 ※ 事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。(賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。) ※ 札幌市外への事業所の移転については、概ね移転(予定)日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転(予定)日の1カ月前までに本市へ廃止届の提出が必要です。	法第21条の5の20第3項		・届出書等の控え
適・否		(2) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第21条の5の20第4項		
第7 その他					
適・否	障害福祉サービス等情報公表制度	障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。	平成30年4月23日付障 障発0423第1号厚生労働 省社会・援護局障害保健 福祉部障害福祉課長通知		

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
適・否		(放課後等デイサービス)		
第 8 障害児通所給付費の算定及び取扱い (告示：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 122 号)) (留意事項：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年障発 0330 第 16 号))				
適・否	1 基本事項	(1) 指定放課後等デイサービスに要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 122 号の別表「障害児通所給付費等単位数表」第 3 により算定する単位数に「こども家庭庁長官が定める 1 単位の単価（平成 24 年厚生労働省告示第 328 号）」を乗じて得た額を算定しているか。	告示 1	・障害児通所給付費請求書 ・障害児通所給付費明細書 ・サービス提供実績記録票
適・否		(2) (1)により、指定放課後等デイサービスに要する費用を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	告示 2	
適・否	2-1 放課後等デイサービス給付費	(1) 就学児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合、授業の終了後又は休業日に、人員基準等に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。	告示別表第 3 の 1 の注 1	・障害児通所給付費請求書 ・障害児通所給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・放課後等デイサービス計画 ・指定放課後等デイサービスの提供に関する記録 ・利用者数に関する記録
適・否		(2) 主として重度心身障害児を通わせる事業所において、重度心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合、就学児（重度心身障害児に限る。）に対し、授業終了後に、人員基準等に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。	告示別表第 3 の 1 の注 1 の 3	
適・否		(3) 共生型放課後等デイサービス給付費の算定については、就学児に対し、授業終了後に、共生型放課後等デイサービスの事業を行うものとして市長に届け出た共生型放課後等デイサービスを行う事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。	告示別表第 3 の 1 の注 1 の 4	
適・否	2-2 放課後等デイサービス給付費（学校休業日に行う場合）	(1) 就学児に対し、休業日に、人員基準等に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。	告示別表第 3 の 1 の注 1 の 2	
適・否	2-2 放課後等デイサービス給付費（学校休業日に行う場合）	(2) 主として重度心身障害児を通わせる事業所において、重度心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、休業日に、人員基準等に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。	告示別表第 3 の 1 の注 2	
適・否		(3) 共生型放課後等デイサービス給付費の算定については、就学児に対し、休業日に、人員基準等に適合するものとして市長に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。	告示別表第 3 の 1 の注 2 の 2	
適・否		2-1 の(1)及び 2-2 の(1)の算定に当たっては、事業所の従業者が、指定放課後等デイサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。	告示別表第 3 の 1 の注 2 の 4	
適・否	3 サービス提供時間が 30 分未満の	指定放課後等デイサービス等の提供時間が 30 分未満のものについては、放課後等デイサービス計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定放課後等デイサービスの提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が 30 分未満の指定放課後等デイサービスの提供が必要であると本市が認めた場合に限り、所定単位数を算定しているか。	告示別表第 3 の 1 の注 3	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
		(放課後等デイサービス)		
	場合			
○ 否	4 定員超過利用減算	以下の場合、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。 ① 過去 3 月間の障害児数の平均値が、以下のいずれかに該当する場合 ア 利用定員が 11 人以下 利用定員の数に 3 を加えて得た数を超える場合 イ 利用定員が 12 人以上 利用定員の数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合 ② 1 日の障害児の数が、以下のいずれかに該当する場合 ア 利用定員が 50 人以下 利用定員の数に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合 イ 利用定員が 51 人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から 50 を控除した数に 100 分の 25 を乗じて得た数に 25 を加えた数を加えて得た数を超える場合	告示別表第 3 の 1 の注 4(1)	・障害児通所給付費明細書 ・利用者数に関する記録 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類等
○ 否	5 人員欠如減算	児童指導員若しくは保育士又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。 児童指導員若しくは保育士の員数を満たしていない状態が減算適用月から 3 月以上継続している場合又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない状態が減算適用月から 5 月以上継続している場合は、所定単位数に 100 分の 50 を乗じて得た数を算定しているか。	告示別表第 3 の 1 の注 4(1) 留意事項第二の 1(6)	
○ 否	6 放課後等デイサービス計画未作成減算	指定放課後等デイサービスの提供に当たって、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、所定単位数にそれぞれ掲げる割合を乗じて算定しているか。 ① 作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 ② 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50	告示別表第 3 の 1 の注 4(2)	・障害児通所給付費明細書 ・放課後等デイサービス計画
○ 否	7 自己評価結果等未公表減算	指定放課後等デイサービスの提供に当たって、質の評価及び改善の内容（以下、「自己評価結果等」という。）の公表が適切に行われているものとして市長に届け出していない場合、所定単位数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定しているか。	告示別表第 3 の 1 の注 4(3)	・障害児通所給付費明細書 ・自己評価結果等の公表状況等に関する書類
○ 否	8 支援プログラム未公表減算	指定放課後等デイサービスの提供に当たって、条例第 71 条で準用する第 29 条の 2 に規定する指定放課後等デイサービスプログラム（以下「支援プログラム」という。）の公表が適切に行われているものとして市長に届け出していない場合、所定単位数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定しているか。	告示別表第 3 の 1 の注 4(4)	・障害児通所給付費明細書 ・支援プログラムの公表状況等に関する書類
○ 否	9 開所時間減算	事業所の運営規程に定める営業時間（送迎のみを実施する時間を含まない。）が次の掲げる時間のいずれかに該当する場合、所定単位数にそれぞれ掲げる割合を乗じて得た数を算定しているか。 ① 営業時間が 4 時間以上 6 時間未満の場合 100 分の 85 ② 営業時間が 4 時間未満の場合 100 分の 70	告示別表第 3 の 1 の注 5	・障害児通所給付費明細書 ・運営規程
○ 否	10 身体拘束廃止未実施減算	次のいずれかに該当する場合、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ① やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合 ② 次に掲げる措置を講じていない場合 ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1 年に 1 回以上）に開催す	告示別表第 3 の 1 の注 6	・障害児通所給付費明細書 ・放課後等デイサービス計画 ・身体拘束が行われた場合の記録

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
		(放課後等デイサービス)		
		るとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。		・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・委員会の記録 ・従業者に周知した記録 ・身体拘束等の適正化のための指針 ・研修実施報告
○ 適・否	11 虐待防止措置未実施減算	以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	告示別表第3の1の注6の2	・発令簿 ・事務分掌 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・研修資料等 ・研修報告書等 ・研修会開催記録 ・倫理綱領、行動指針 ・虐待防止マニュアル
○ 適・否	12 業務継続計画未策定減算	以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ① 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。	告示別表第3の1の注6の3	・業務継続計画 ・従業者に周知した記録 ・研修及び訓練の実施報告 ・業務継続計画に基づく対応記録等
○ 適・否	13 情報公表未報告減算	情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	告示別表第3の1の注6の4	情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告
○ 適・否	14 中核機能強化事業所加算	以下の基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1) 次に掲げる基準に従い、指定放課後等デイサービスが行われていること。 ① 本市により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること。 ② 本市と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に参画することその他の取組により、本市及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。 ③ 高度の専門的な知識及び経験に基づく専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保するとともに、当該体制を基盤として、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携、イ	告示別表第3の1の注6の5	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
		(放課後等デイサービス)		
		ンクルージョンの推進、地域の多様な障害児及び家族に対する早期の相談支援その他の障害児に対する地域における中核的な役割を果たす機能を有すること。 ④ 地域の障害児に対する支援体制の状況並びに②及び③に規定する体制の確保等に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること。 ⑤ おおむね1年に1回以上、上記16(6)に掲げる事項について、事業所の従業者及び通所給付決定保護者以外の者による評価を受けていること。 (2) 放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、主として(1)の②及び③に規定する体制の確保等に関する取組を実施する者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で配置していること。		
○ 否	15 児童指導員等加配加算	常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（以下15の専門的支援体制加算を算定する場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは以下の基準(※)に適合する者(以下「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※ 次のいずれかに該当する者 ① 心理担当職員 ② 国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者 ③ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「基礎研修修了者」という。）	告示別表第3の1の注7	・障害児通所給付費明細書 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類等 ・資格等を証明する書類
○ 否	16 専門的支援体制加算	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は上記14の①又は②のいずれかに該当する専門職員（以下「理学療法士等」という。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（児童指導員加配加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、6の放課後等デイサービス計画未作成減算を算定しているときは、加算しない。	告示別表第3の1の注8	・障害児通所給付費明細書 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類等 ・資格等を証明する書類
適/否	17 看護職員加配加算（Ⅰ）、（Ⅱ）	(1) 看護職員加配加算（Ⅰ） 主として重症心身障害児を通わせる事業所であって、人員基準に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、障害児のそれぞれの医療的ケアスコアの合計が40点以上であり、医療的ケア児に対して支援を提供することができる旨を公表しているものとして市長に届け出た事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第3の1の注9	・障害児通所給付費明細書 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
		(放課後等デイサービス)		
適/否		ただし、(2)を算定した場合には算定しない。		書類 ・資格等を証明する書類 ・公表していることを確認できる書類等 ・利用児童に関する記録 ・指定放課後等デイサービス等の提供に関する記録
		(2) 看護職員加配加算(Ⅱ) 主として重症心身障害児を通わせる事業所であって、人員基準に加え、看護職員を2名以上配置(常勤換算による算定)し、障害児の医療的ケアスコアの合計が72点以上であり、医療的ケア児に対して支援を提供することができる旨を公表しているものとして市長に届け出た事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)を算定した場合には算定しない。		
適/否	18 共生型サービス体制強化加算	上記 2-1(3)及び 2-2(3)の共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。)、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181 単位 ② 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103 単位 ③ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78 単位	告示別表第3の1の注10	・障害児通所給付費明細書 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類等 ・資格等を証明する書類 ・地域に貢献する活動に関する記録
適/否	19 家族支援加算	事業所に置くべき従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族(就学児のきょうだいを含む。)等に対する相談援助を行った場合に、(1)又は(2)それぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、以下に掲げる場合に応じ、所定単位数を加算しているか。 (1) 家族支援加算(Ⅰ) ① 就学児の居宅を訪問して相談援助を行った場合 ② 事業所において対面により相談援助を行った場合 ③ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 (2) 家族支援加算(Ⅱ) ① 対面により他の就学児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 ② テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の就学児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 ※ 当該事業所が多機能型事業所に該当する場合には、就学児及びその家族等について、家族支援加算を算定した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは算定しない。	告示別表第3の2の注	・障害児通所給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・放課後等デイサービス計画 ・相談援助等の記録

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
		(放課後等デイサービス)		
○ 適・否	20 子育てサポート加算	事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定放課後等デイサービスとあわせて、就学児の家族等に対して、従業者が指定放課後等デイサービスを行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	告示別表第3の2の2の注	・障害児通所給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・放課後等デイサービス計画 ・相談援助等の記録
○ 適・否	21 利用者負担上限額管理加算	通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第3の3の注	・障害児通所給付費明細書 ・受給者証写し ・上限額管理結果票
適・否	22 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第3の4の注1	・障害児通所給付費明細書 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類等 ・資格等を証明する書類 ・経験年数を証明する書類
○ 適・否		(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)を算定している場合は算定しない。	告示別表第3の4の注2	
○ 適・否		(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、(1)又は(2)を算定している場合は算定しない。 ① 児童指導員若しくは保育士として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員若しくは保育士として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。	告示別表第3の4の注3	
○ 適・否	23 欠席時対応加算	指定放課後等デイサービスを利用する就学児が、あらかじめ当該事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。 ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合において1月につき当該指定放課後等デイサービスを利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。	告示別表第3の5の注	・障害児通所給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・連絡調整の記録 ・相談援助等の記録

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
		(放課後等デイサービス)		
○ 否	24 専門的支援実施加算	理学療法士等による支援が必要な就学児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして市長に届け出た事業所において、以下の基準のいずれにも適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、放課後等デイサービス計画に位置付けられた指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの日数に応じ1月に2回、4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記6の放課後等デイサービス計画未作成減算又は上記17の共生型サービス体制強化加算で①若しくは②として加算を算定していない場合は、加算しない。 ① 専門的支援実施加算の対象となる障害児に係る放課後等デイサービス計画を踏まえ、理学療法士等が、その有する専門性に基づく評価及び計画に則った支援であって心身の健康等に関する領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。 ② 専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと。 ③ 専門的支援実施計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。 ④ 当該加算対象児ごとの支援記録を作成すること。	告示別表第3の6の注	・障害児通所給付費明細書 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類等 ・資格等を証明する書類 ・放課後等デイサービス計画 ・指定放課後等デイサービス等の提供に関する記録 ・特別支援計画 ・説明文書 ・同意の文書 ・訓練記録
適/否	25 強度行動障害児支援加算（Ⅰ）、（Ⅱ）	以下の基準（※）に適合すると本市が認めた強度の行動障害を有する就学児に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定放課後等デイサービスを行うものとして市長に届け出た事業所において、当該指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、主として重症心身障害児を通わせる事業所については、加算しない。 さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算しているか。 ※ 以下の内容の行動障害の内容とその頻度等から算出される点数が、(1)を算定する場合は合計20点以上、(2)を算定する場合は30点以上である就学児 ① ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為（週1回以上1点、1日1回以上3点、1日中5点） ② ひどくたたいたり蹴ったりする等の行為（月1回以上1点、週1回以上3点、1日に頻回5点） ③ 激しいこだわり（週1回以上1点、1日1回以上3点、1日に頻回5点） ④ 激しい器物破損（月1回以上1点、週1回以上3点、1日に頻回5点） ⑤ 睡眠障害（月1回以上1点、週1回以上3点、ほぼ毎日5点） ⑥ 異食、過食、反すう等の食事に関する行動（週1回以上1点、ほぼ毎日3点、ほぼ毎食5点） ⑦ 排せつに関する強度の障害（月1回以上1点、週1回以上3点、ほぼ毎日5点） ⑧ 著しい多動（月1回以上1点、週1回以上3点、ほぼ毎日5点） ⑨ 奇声、大声を出す等の行動（ほぼ毎日1点、1日中3点、絶えず5点）	告示別表第3の6の2の注	・障害児通所給付費明細書 ・受給者証の写し ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類等 ・研修修了を証明する書類 ・支援計画シート ・支援手順書

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
		(放課後等デイサービス)		
適・否		⑩ 沈静化が困難なパニック（あり 5 点） ⑪ 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為（あり 5 点）		
		(1) 強度行動障害児支援加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「実践研修修了者」という。）を1以上配置し、当該者が支援計画シート及び支援手順書（以下「支援計画シート等」という。）を作成すること。 ② ①に規定する支援計画シート等に基づいた指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うこと。		
		(2) 強度行動障害児支援加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 中核的支援人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「中核的支援人材養成研修修了者」という。）を1以上配置し、中核的支援人材養成研修修了者又は中核的支援人材養成研修修了者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。 ② ①に規定する支援計画シート等に基づいて指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うこと。		
適・否	26 集中的支援加算	上記 24 の基準に適合すると本市が認めた強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3 月以内の期間に限り 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算しているか。	告示別表第 3 の 6 の 3 の注	・広域的人材による支援の記録
適・否	27 人工内耳装用児支援加算	言語聴覚士を 1 以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、難聴児のうち人工内耳を装着している就学児に対して以下の基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ① 言語聴覚士が難聴児のうち人工内耳を装用している障害児（以下「人工内耳装用児」という。）の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を放課後等デイサービス計画に位置づけた上で指定放課後等デイサービスを行うこと。 ② 人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上で指定放課後等デイサービスを行うこと。 ③ 保育所、学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関の求めに応じて、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。	告示別表第 3 の 6 の 4 の注	
適・否	28 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある就学児（以下「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を 1 以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、視覚障害児等に対して、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 3 の 6 の 5 の注	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 (放課後等デイサービス)	根拠条例・告示等	関係書類
○ 否	29 個別サポート加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	(1) 個別サポート加算(Ⅰ) ① 行動上の課題を有する就学児の場合 指定放課後等デイサービスにおいて、行動上の課題を有する就学児として以下の基準(※1)に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)②又は(2)を算定しているときは、加算しない。 また、当該加算を算定している事業所であって、以下の基準(※2)に適合するものとして市長に届け出た事業所において、行動上の課題を有する就学児に対して、基礎研修修了者が指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算しているか。 ※1 以下のいずれかに該当するもの ア 食事、排せつ、入浴及び移動のうち、3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。 イ コミュニケーション、説明の理解、大声・奇声を出す、異食行動、多動・行動停止、不安定な行動、自らを傷つける行為、他人を傷つける行為、不適切な行為、突発的な行動、過食・反すう等、てんかん、そううつ状態、反復的行動、対人面の不安緊張・集団への不適応、読み書きの項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分(支援が不要0点、支援が必要な場合が1点、常に支援が必要2点)に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。 ※2 事業所において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置していること。 ② 著しく重度の障害を有する就学児の場合 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助が必要であると市長が認めた児童に対し、事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)①又は(2)を算定しているときは、加算しない。	告示別表第3の7の注1、1の2及び1の3	・障害児通所給付費明細書 ・利用児童及び保護者に関する記録 ・関係機関との連携の記録 ・指定放課後等デイサービス等の提供に関する記録
○ 否		(2) 個別サポート加算(Ⅱ) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童又は同条第5項に規定する要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービスを行う必要があるものに対し、事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	告示別表第3の7の注2	
○ 否		(3) 個別サポート加算(Ⅲ) 事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校及び家族等と連携して指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第3の7の注3	
適 否	30 入浴支援加算	以下の基準(※1)のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児(以下「医療的ケア児」という。)又は重症心身障害児に対して、以下の基準(※2)に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算しているか。	告示別表第3の7の2の注	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
		(放課後等デイサービス)		
適・否		※1 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 入浴支援加算の対象となる就学児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備につき衛生的な管理を行っていること。 ② 就学児の障害の特性、身体の状態等も十分に踏まえて安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。 ③ 入浴に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付けていること。 ※2 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 事業所の従業者が、事前に入浴支援加算の対象となる就学児の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴に係る支援を実施するに当たって必要な情報を把握し、これらの情報を踏まえ、放課後等デイサービス計画に位置付けた上で入浴に係る支援を行うこと。 ② 加算対象児の安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、加算対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で入浴に係る支援を行うこと。		
	31 自立サポート加算	事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう以下の基準のいずれにも適合する指定放課後等デイサービスを行った場合において、1月につき2回を限度として、所定単位数を加算しているか。 ① 自立サポート加算の対象となる就学児（以下「加算対象児」という。）に係る放課後等デイサービス計画を踏まえ、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための計画（以下「自立サポート計画」という。）を作成すること。 ② 自立サポート計画に基づき、加算対象児の適正及び障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能の習得支援を実施するなど加算対象児が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。 ③ 自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児が希望する進路を選択する上での課題を把握し、必要に応じて当該自立サポート計画の見直しを行うこと。 ④ 自立サポート計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該自立サポート計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。 ⑤ 加算対象児が在学している高等学校等との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成及び見直し並びに支援の実施において必要な連携を図ること。 ⑥ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。	告示別表第3の7の3の注	
	32 通所自立支援加算	事業所において、事業所の従業者が、就学児に対して、自立して事業所に通うことができるよう、以下の基準のいずれにも適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、片道につき所定単位数を加算しているか。 ただし、2-1(2)又は2-2(2)を算定している障害児については、算定しない。 ① 通所自立支援加算の対象となる障害児が公共交通機関等の利用又は徒歩により当該事業所に通う際に、事業所の従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の支援を行うこと。 ② 通所に係る支援の提供に当たって個別に配慮すべき事項その他の通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、放課後等デイサービス計画に位置付けると	告示別表第3の7の4の注	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
		(放課後等デイサービス)		
		もに、加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保した上で通所に係る支援を行うこと。 ③ 通所に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付けていること。 ④ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。		
適/否	33 医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅶ)	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、医療的ケア区分1から3までに該当する就学児に対し放課後等デイサービスを行う場合及び重症心身障害児に対し放課後等デイサービスを行う場合の放課後等デイサービス給付費を算定している就学児については、算定しない。	告示別表第3の8の注1	・障害児通所給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・指定放課後等デイサービス等の提供に関する記録 ・医師からの指示書 ・看護日誌 ・委託契約書等
適/否		(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、医療的ケア区分1から3までに該当する就学児に対し放課後等デイサービスを行う場合及び重症心身障害児に対し放課後等デイサービスを行う場合の放課後等デイサービス給付費を算定している就学児については、算定しない。	告示別表第3の8の注2	
適/否		(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、医療的ケア区分1から3までに該当する就学児に対し放課後等デイサービスを行う場合及び重症心身障害児に対し放課後等デイサービスを行う場合の放課後等デイサービス給付費を算定している就学児については、算定しない。	告示別表第3の8の注3	
適/否		(4) 医療連携体制加算(Ⅳ) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)から(3)までのいずれかを算定している医療的ケア児又は医療的ケア区分1から3までに該当する就学児に対し放課後等デイサービスを行う場合若しくは重症心身障害児に対し放課後等デイサービスを行う場合の放課後等デイサービス給付費を算定している医療的ケア児については、算定しない。 また、この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している事業所にあつては、医療的ケア区分1から3までに該当する医療的ケア児に対し放課後等デイサービスを行う場合の放課後等デイサービス給付費を算定することを原則とする。	告示別表第3の8の注4	
適/否		(5) 医療連携体制加算(Ⅴ) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につ	告示別表第3の8の注5	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 (放課後等デイサービス)	根拠条例・告示等	関係書類
		き 8 人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)から(4)までのいずれかを算定している医療的ケア児又は医療的ケア区分 1 から 3 までに該当する医療的ケア児に対し放課後等デイサービスを行う場合若しくは重症心身障害児に対し放課後等デイサービスを行う場合の放課後等デイサービス給付費を算定している医療的ケア児については、算定しない。 また、この場合において、医療的ケア児が 3 人以上利用している事業所にあつては、医療的ケア区分 1 から 3 までに該当する医療的ケア児に対し放課後等デイサービスを行う場合の放課後等デイサービス給付費を算定することを原則とする。		
適/否		(6) 医療連携体制加算 (VI) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、医療的ケア区分 1 から 3 までに該当する就学児に対し放課後等デイサービスを行う場合又は重症心身障害児に対し放課後等デイサービスを行う場合の放課後等デイサービス給付費を算定している障害児については、算定しない。	告示別表第 3 の 8 の注 6	・障害児通所給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・指定放課後等デイサービス等の提供に関する記録
適/否		(7) 医療連携体制加算 (VII) 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)から(5)のいずれか若しくは医療的ケア区分 1 から 3 までに該当する障害児に対し放課後等デイサービスを行う場合若しくは重症心身障害児に対し放課後等デイサービスを行う場合の放課後等デイサービス給付費を算定している就学児であるとき又は 16 の看護職員加配加算を算定しているときは、算定しない。	告示別表第 3 の 8 の注 7	・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類 ・認定特定行為業務従事者認定証関係書類 ・委託契約書等 ・指導の記録
○適/否	34 送迎加算	(1) 事業所において、就学児(重症心身障害児を除く。) に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 3 の 9 の注 1	・障害児通所給付費明細書 ・サービス提供実績記録票
適/否		(2) 当該加算を算定している事業所が、以下の①又は②のいずれかに適合するものとして市長に届け出た事業所であつて、送迎した就学児が重症心身障害児または医療的ケア児の場合には、片道につき 40 単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、(3)に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。 ① 重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を 1 以上配置していること。 ② スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員(医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする就学児のみの送迎に当たっては、認定特定行為業務従事者を含む。)を 1 以上配置していること。	告示別表第 3 の 9 の注 1 の 2	・放課後等デイサービス計画 ・送迎の記録 ・車両運行管理簿 ・勤務表
適/否		(3) (1)を算定している事業所が、(2)の②に適合するものとして市長に届け出た事業所であつて、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合は、片道につき 80 単位を所定単位数に加算しているか。	告示別表第 3 の 9 の注 1 の 3	
適/否		(4) (2)の②に該当するものとして市長に届け出た事業所において、重度心身障害児又は医療的ケア	告示別表第 3 の 9 の	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
		(放課後等デイサービス)		
		児である障害児に対して、その居宅又は当該就学児が通学している学校等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(5)を算定しているときは、算定しない。	注 2	
適・否		(5) (2)の②に該当するものとして市長に届け出た事業所において、中重度医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 3 の 19 の注 3	
適・否		(6) (1)から(5)までに規定する送迎加算の算定については、事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で就学児の送迎を行った場合には、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。	告示別表第 3 の 19 の注 4	
○ 適・否	35 延長支援加算	(1) 事業所において就学児に対し延長支援を行う場合若しくは法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する内閣府令で定める施設において就学児又は医療的ケア児に対し延長支援を行う場合については、以下の基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス（当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は 3 時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は 5 時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービス計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が 1 時間以上のものに限る。以下「延長支援」という。）を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。）に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ① 放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は 3 時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は 5 時間である障害児を受け入れることとしていること。 ② 休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合、運営規程に定められている当該日の営業時間が 6 時間以上であること。 ③ 延長支援を行う時間帯に職員を 2（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が 10 を超える場合にあっては、2 に、当該障害児の数が 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数）以上配置していること。このうち、1 以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。	告示別表第 3 の 10 の注 1	・障害児通所給付費明細書 ・放課後等デイサービス計画 ・指定放課後等デイサービス等の提供に関する記録 ・サービス提供実績記録票 ・運営規程 ・勤務表
○ 適・否		(2) (1)を算定する事業所において、延長支援について、就学児又は保護者の都合により延長支援時間が 30 分以上 1 時間未満となった場合には、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 3 の 10 の注 2	
適・否		(3) 事業所において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合については、以下の基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービスを受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。 ① 運営規程に定められている営業時間（送迎のみを実施する時間は含まない。）が 8 時間以上であること。 ② 8 時間以上の営業時間の前後の時間において、放課後等デイサービスを行うこと。	告示別表第 3 の 10 の注 3	

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
		(放課後等デイサービス)		
		③ 延長支援を行う時間帯に職員を2（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が10を超える場合にあっては、2に、当該障害児の数が10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること。このうち、1以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。		
○ 否	36 関係機関連携加算（Ⅰ）～（Ⅳ）	(1) 関係機関連携加算（Ⅰ） 学校、専修学校その他の就学児が日常的に通う施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児に係る放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、上記17の共生型サービス体制強化加算の①又は②を算定していない場合には、算定しない。	告示別表第3の10の2の注1	・障害児通所給付費明細書 ・放課後等デイサービス計画 ・会議録 ・連絡調整の記録 ・相談援助等の記録
○ 否		(2) 関係機関連携加算（Ⅱ） 学校等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の学校等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	告示別表第3の10の2の注2	
○ 否		(3) 関係機関連携加算（Ⅲ） 児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 ただし、当該加算については、当該事業所が多機能型事業所に該当する場合において、就学児及びその家族等について、同一の月に関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。	告示別表第3の10の2の注3及び注4	
○ 否		(4) 関係機関連携加算（Ⅳ） 就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	告示別表第3の10の2の注5	
適 否	37 事業所間連携加算（Ⅰ）、（Ⅱ）	事業所において、障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る就学児が、複数の事業所において指定放課後等デイサービスを受けている場合であって、以下の基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。	告示別表第3の10の3の注	
適 否		(1) 事業所間連携加算（Ⅰ） 次の基準のいずれにも適合すること。 ① コア連携事業所（本市から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けている指定放課後等デイサービス事業所をいう。）であること。 ② コア連携事業所として、事業所間連携加算の対象となる就学児（以下「加算対象児」という。）に指定放課後等デイサービスを行っているコア連携事業所以外の事業所との間で加算対象児の指定放課後等デイサービスの実施状況、心身の状況、生活環境その他の加算対象児に係る情報及び加算対象児に係る複数の放課後等デイサービス計画の共有並びに支援の連携を		

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 (放課後等デイサービス)	根拠条例・告示等	関係書類
		目的とした会議を開催し、当該会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、その他事業所、本市及びセルフプラン作成保護者に対して共有すること。 ③ コア連携事業所として、本市に対して、加算対象児に係る放課後等デイサービス計画及びその他事業所が作成した放課後等デイサービス計画を併せて共有すること。 ④ コア連携事業所として、セルフプラン作成保護者に対して、②に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点を踏まえた相談援助を行うこと。 ⑤ ②に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報提供を行うとともに、必要に応じて加算対象児の放課後等デイサービス計画を見直すこと。		
適/否		(2) 事業所間連携加算（Ⅱ） 次の基準のいずれにも適合すること。 ① その他事業所としてコア連携事業所が開催する会議に参加すること。 ② 加算対象児に係る放課後等デイサービス計画をコア連携事業所に共有すること。 ③ ①に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の放課後等デイサービス計画を見直すこと。		
○適/否	38 保育・教育等移行支援加算	事業所の従業者が、就学児が事業所の退所後に通うこととなる集団生活を営む施設（他の社会福祉施設等を除く。以下「移行先支援」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した就学児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。	告示別表第3の10の4の注1	・障害児通所給付費明細書 ・指定放課後等デイサービス等の提供に関する記録 ・相談援助等の記録
○適/否		移行先施設に通うことになった就学児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	告示別表第3の10の4の注2	
○適/否		移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった就学児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	告示別表第3の10の4の注3	
適/否	39 共生型サービス医療的ケア児支援加算	看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児に対して、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、32の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。	告示別表第3の10の5の注	
○適/否	40 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の(1)から(4)までに掲げる加算を算定しているか。 ただし、次の(1)から(4)までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の(1)から(4)までのその他の加算は算定しない。	告示別表第3の11の注	・障害児通所給付費明細書 ・福祉・介護職員等処遇改善計画書 ・福祉・介護職員等処遇改善実績報告
○適/否	加算（Ⅰ）～（Ⅳ）	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 (放課後等デイサービス)	根拠条例・告示等	関係書類
		① 福祉・介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 イ 当該事業所において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 ② 当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。 ウ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 エ ウについて、全ての職員に周知していること。 オ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。 ⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ⑩ 放課後等デイサービス給付費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。		書 ・賃金を改善したことが分かる書類 ・職員に周知した記録 ・労働保険料の領収証 ・研修計画 ・研修実施記録 ・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの

各項目のチェック欄の適・否に○をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
適・否		(放課後等デイサービス)		
☒ 適 否		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1)の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
☒ 適 否		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1)の①のア及び②から⑧までに掲げる基準に適合すること。		
☒ 適 否		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1)の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。		